

# 神戸駅南駐車場避難確保・浸水防止計画

令和7年12月

神戸市建設局

神戸駅南駐車場指定管理者



## 神戸駅南駐車場避難確保・浸水防止計画 目次

第1条	計画の目的	1
第2条	計画の対象区域	1
第3条	計画の適用範囲	1
第4条	災害の想定	1
第5条	自衛水防組織の体制	1
第6条	情報収集及び情報伝達	2
第7条	浸水防止に関する活動	3
第8条	避難誘導に関する活動	3
第9条	情報収集、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備	4
第10条	防災教育及び訓練の実施	4
第11条	計画の見直し	5
別添1	神戸市浸水想定区域図(抜粋版)	6
別添2	兵庫県による南海トラフ巨大地震津波浸水想定図 H26.2(抜粋版)	7
別添3	神戸駅南駐車場自衛水防組織活動要領	8
別添4	避難経路図	12
別添5	神戸駅南駐車場 止水板設置箇所および保管場所	13

# 神戸駅南駐車場避難確保・浸水防止計画

## (計画の目的)

第1条 本計画は、神戸駅南駐車場の利用者及び従業員を対象とし、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止、また、南海トラフ巨大地震発生時の津波到達までの円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

## (計画の対象区域)

第2条 本計画の対象区域は、神戸駅南駐車場全域とする。

## (計画の適用範囲)

第3条 本計画は、神戸駅南駐車場の区域内に勤務（神戸駅南駐車場指定管理者（以下「指定管理者」という。）を含む。）する従業員及び、施設を利用する全ての者に適用するものとする。

また、管理委託業者は、神戸市の指揮下に入り、与えられた任務を遂行するものとする。

## (災害の想定)

第4条 本計画で対象とする災害は、次のとおりとする。

- ・河川氾濫による洪水（「神戸市浸水想定区域図」による）（別添1）
- ・津波（「兵庫県による南海トラフ巨大地震津波浸水想定図 H26.2」による）  
（別添2）

## (自衛水防組織の体制)

第5条 本計画による活動は、別添3「神戸駅南駐車場自衛水防組織活動要領」に基づく自衛水防組織がこれを行うものとし、その防災体制の判断については、次のとおりとする。

- (1) 統括管理者は体制確立について、第6条の情報に基づき、神戸市防災指令等を参考にしつつ、神戸駅南駐車場の周辺状況に対応し判断するものとし、各災害についての活動内容は、次の表のとおりとする。

① 河川氾濫による洪水時

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注 意 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨または洪水注意報発表</li> <li>宇治川 氾濫注意情報発表</li> <li>台風の進路にあたる場合や局地的な集中豪雨が予想されるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況把握、指揮</li> <li>注意体制確立の指示</li> </ul>	指揮班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報、水位情報等の収集</li> <li>関係機関への情報伝達</li> </ul>	総務班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導体制の確認</li> <li>避難ルートの確認</li> <li>要配慮者等の避難誘導開始</li> </ul>	現地班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に必要な設備や備蓄品、持ち出し品の点検・準備</li> </ul>	現地班
警 戒 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨または洪水警報発表</li> <li>宇治川 氾濫警戒情報発表</li> <li>高齢者等避難の発令</li> <li>今後、浸水のおそれか予想されるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況把握、指揮</li> <li>警戒体制確立の指示</li> <li>避難開始判断</li> </ul>	指揮班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報、水位情報等の収集</li> <li>関係機関への情報伝達</li> </ul>	総務班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者への情報周知</li> <li>避難誘導開始(場内アナウンス①)</li> </ul>	現地班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>土のう、止水板の一部設置</li> <li>歩行者出入口部の閉鎖</li> <li>車両入口部の閉鎖</li> </ul>	現地班
非 常 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告・避難指示の発令</li> <li>宇治川 氾濫危険情報発表</li> <li>浸水が確認されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況把握、指揮</li> <li>非常体制確立の指示</li> <li>緊急安全確保の判断</li> </ul>	指揮班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関への情報伝達</li> <li>施設職員への情報伝達</li> </ul>	総務班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者への情報周知</li> <li>避難誘導の実施(場内アナウンス①または②)</li> <li>緊急安全確保の誘導</li> </ul>	現地班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難完了の確認</li> <li>土のう、止水板の設置</li> </ul>	現地班

## ② 津波時

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注 意 体 制	・津波注意報の発令	・状況把握、指揮 ・注意体制確立の指示	指揮班
		・地震情報・津波情報等の収集 ・関係機関への情報伝達	総務班
		・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・要配慮者等の避難誘導開始	現地班
		・避難に必要な設備や備蓄品、持ち出し品の点検・準備	現地班
非 常 体 制	・津波警報・大津波警報・ 避難勧告・避難指示が発令されたとき	・状況把握、指揮 ・非常体制確立・避難誘導実施の指示 ・緊急安全確保の判断	指揮班
		・関係機関への情報伝達 ・施設職員への情報伝達	総務班
		・避難誘導の実施(場内アナウンス③) ・緊急安全確保の誘導 ・歩行者出入口・車両入口部の閉鎖 (カラーコーン等の設置)	現地班

(情報収集及び情報伝達)

第6条 情報収集及び情報伝達は次のとおりとする。

### (1) 情報の収集方法

浸水の危険性把握のために、次により情報を収集する。

#### ①収集する情報

- ・気象情報
- ・行政機関からの情報

#### ②収集する方法

- ・インターネットにより収集する。
- ・神戸市河川モニタリングカメラにより宇治川の水位状況を確認する。
- ・ひょうご防災ネットに登録して、メールで情報を収集する。
- ・テレビ・ラジオ等により収集する。
- ・地上部の状況を目視で確認する。

### (2) 情報伝達方法

情報伝達は、次の関係機関に行うものとする。

- ・関係機関連絡先

連 絡 先	備 考
神戸地下街株式会社 デュオこうべ管理事務所	デュオこうべ
株式会社 カワサキライフコーポレーション	神戸クリスタルタワー
神戸市建設局森林・防災部防災課	

(浸水防止に関する活動)

第7条 河川氾濫による洪水時の浸水防止については、次のとおりとする。

なお、津波時においては、浸水防止は実施しないものとする。

(1) 注意体制

土のう・止水板設置の準備を行う。

(2) 警戒体制

- ・ 歩行者出入口及び、車両入口に土のう又は止水板を設置する。
- ・ 浸水により、土のう・止水板を設置する時間がない場合は、従業員の安全を考慮し避難する。

(避難誘導に関する活動)

第8条 河川氾濫による洪水時の避難誘導については、次のとおりとする。

(1) 避難時期

警戒体制に移行後、速やかに避難誘導を開始する。

(2) 避難誘導

- ・ 浸水のおそれ又は、浸水が発生した場合の避難誘導は同項(4)場内アナウンス①により行う。避難勧告・避難指示発令への移行後は、場内アナウンス②により行う。
- ・ 歩行者出入口部をカラーコーン等で閉鎖する。
- ・ 車両入口部をカラーコーン等で閉鎖し、車両の進入を禁止する。
- ・ 可能な範囲で、駐車車両内に人が留まっているか確認し、避難誘導を行う。
- ・ 災害時要配慮者の避難誘導については、従業員だけではなく周辺利用者にも協力いただきたいことを周知し、利用者の支援により、要配慮者を優先的に早期避難させる。

(3) 避難経路・避難場所

- ・ 避難経路については、別添4「避難経路図」のとおりとする。
- ・ 指定緊急避難場所 中央体育館 別添1参照

(4) 避難誘導アナウンス

① 浸水のおそれ又は、浸水が発生した場合(場内アナウンス①)

「ただいま、浸水のおそれ又は、浸水が発生しています。

地下駐車場から直ちに地上の安全な場所に避難してください。

避難先は中央体育館です。」

③ 避難勧告、避難指示が発令された場合(場内アナウンス②)

「ただいま、避難勧告又は、避難指示が発令されています。地下駐車場から直ちに地上の安全な場所に避難してください。避難先は中央体育館です。」

2. 津波時の避難誘導については、次のとおりとする。

(1) 避難時期

非常体制に移行後、直ちに避難誘導を開始する。

(2) 避難誘導

- ・利用者の避難誘導を、同項(4) 場内アナウンス③により行う。
- ・歩行者出入口部をカラーコーン等で閉鎖する。
- ・車両入口部をカラーコーン等で閉鎖し、車両の進入を禁止する。
- ・可能な範囲で、駐車車両内に人が留まっているか確認し、避難誘導を行う。
- ・災害時要配慮者の避難誘導については、従業員だけではなく周辺利用者にも協力いただきたいことを周知し、利用者の支援により、要配慮者を優先的に早期避難させる。

(3) 避難経路・避難場所

- ・避難経路については、別添4「避難経路図」のとおりとする。
- ・指定緊急避難場所 大倉山公園 別添2参照

(4) 避難誘導アナウンス(場内アナウンス③)

「ただいま、津波警報が発令されました。

車は移動させず、直ちに地下駐車場から地上に脱出し、山側の大倉山公園方面に向かって避難してください」

(情報収集、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備)

第9条 情報収集・伝達、避難誘導及び浸水防止に使用する施設及び資器材および保管場所については、次のとおりとする。

なお、これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

(1) 情報収集・伝達

- ・テレビ・ラジオ又はパソコン等、気象情報を収集できるもの。
- ・電話 ・ファックス ・緊急時用携帯電話(充電されているもの)  
→管理事務所に設置・保管

(2) 避難誘導

- ・場内放送設備 ・懐中電灯(電池)・避難口誘導灯  
→管理事務所に設置・保管
- ・カラーコーン ・カラーバー  
→水防資材置場および各配置場所近傍に保管

(3) 浸水防止

- ・止水板  
→地下1階 管理用駐車場脇
- ・土のう  
→地下1階 出口3付近、B2への連絡道脇、地下2階 発券機横倉庫
- ・運搬用台車  
→地下1階 管理用駐車場脇、水防資材置場

(防災教育及び訓練の実施)

第10条 防災教育及び訓練を実施するものとする。

- (1) 統括管理者は、毎年1月、8月に新たに自衛水防組織の構成員となった者を対象に、自衛水防組織の活動に関して周知、研修を行う。
- (2) 統括管理者は、毎年1月、8月に自衛水防組織の全構成員を対象に、自衛水防組織活動の研修・訓練(情報伝達・避難誘導・浸水防止対策訓練)を実施する。
- (3) 管理委託業者は、新規入場の従業員を対象に、自衛水防組織の活動に関して周知を行う。

(計画の見直し)

第11条 本計画は、必要の都度見直すこととする。

(附則)

本計画は、平成29年4月1日より実施する。

令和7年12月19日改正

別添1

※下記図は、「神戸市浸水想定区域図」を一部抜粋・拡大している。

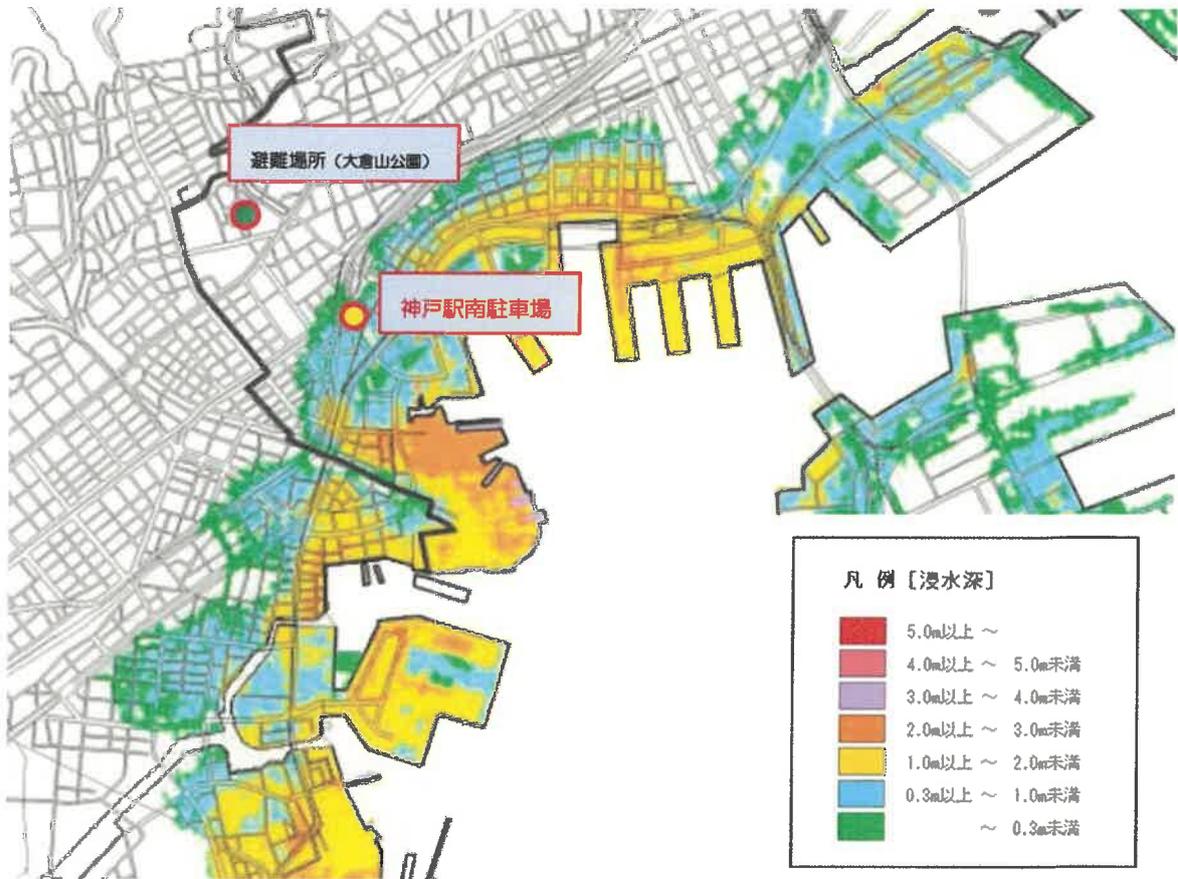
指定緊急避難場所 中央体育館



別添2

※下記図は、「兵庫県による南海トラフ巨大地震津波浸水想定図 H26.2」を一部抜粋・拡大している。

指定緊急避難場所 大倉山公園



### 別添3

#### 神戸駅南駐車場自衛水防組織活動要領

##### (目的)

第1条 に基づき、駐車場の浸水対策を講じ、もって駐車場の安全な利用に資するため、本要領を定めるものとする。

##### (対象)

第2条 本要領の対象は、神戸市が所有、指定管理者が管理する神戸駅南駐車場とする。

##### (自衛水防組織の編成)

第3条 理事長は管理権原者として、第4条による活動を実施するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、第4条による活動に必要な指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に班を設置する。

(1) 自衛水防組織には、指揮班、総務班、現地班及び応援班を編成し、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1「自衛水防組織活動任務」のとおりとする。

(3) 自衛水防組織の連絡については、別表2「緊急連絡網」のとおりとする。

##### (自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織は「神戸駅南駐車場避難確保・浸水防止計画」及び、第6条による活動を行うものとする。

##### (自衛水防組織の運用)

第5条 統括管理者は、各駐車場の状況に応じて、必要な水防活動を自衛水防組織に行わせるものとし、そのために必要な体制を確保する。

2 管理委託業者は、第4条による活動に対応できるよう、従業員の体制を確保する。

##### (内水氾濫等による浸水防止)

第6条 管理委託業者は、側溝の溢水等による局所的な浸水のおそれに対し、必要に応じて、別表3「内水氾濫等による浸水防止に関する活動」により、土のうに加えて止水板の設置の是非を判断し実施するものとする。

(自衛水防組織の装備)

第7条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品等を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品等は、別表4「自衛水防組織装備品等リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品等については、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(要領の見直し)

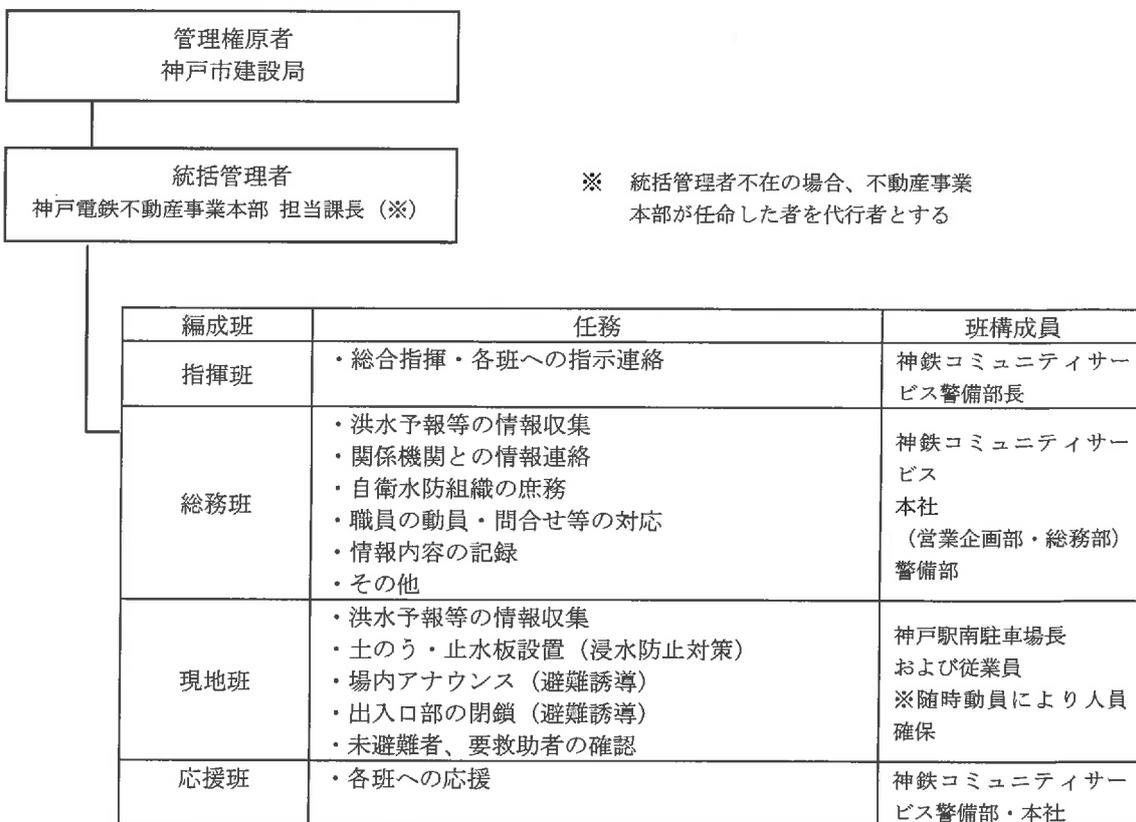
第8条 本要領は、必要の都度見直すこととする。

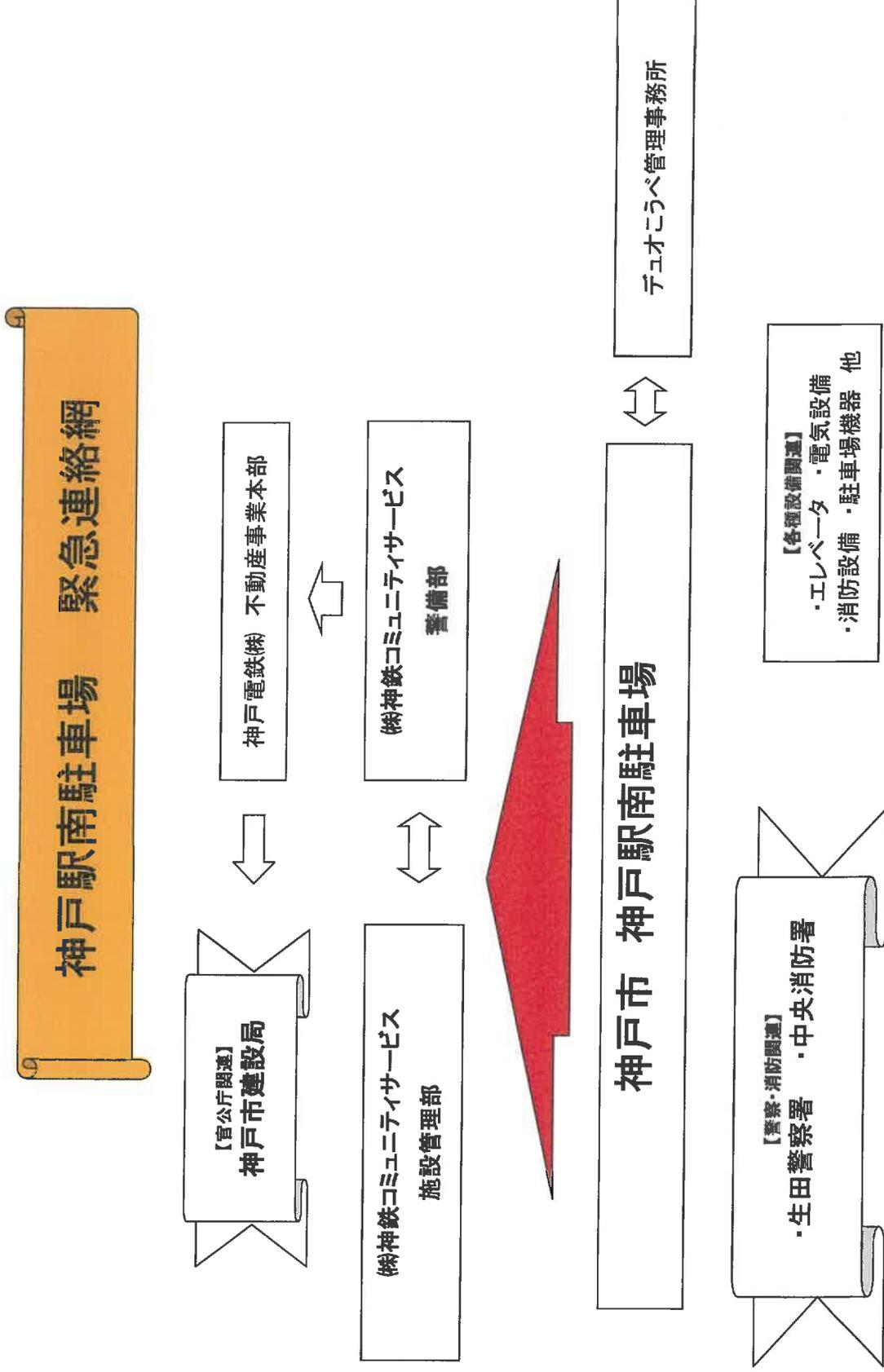
(附則)

本要領は、平成29年4月1日より実施する。

本要領は、令和7年12月19日より実施する

別表1 「自衛水防組織活動任務」





別表3 「内水氾濫等による浸水防止に関する活動」

活動実施の判断	活動内容	対応組織
・地上部周辺の目視確認により、周辺の側溝等の逸水のおそれが想定されるとき	・気象予報、周辺状況等の情報収集 (地上部周辺の目視確認を行う)	現地班
	・浸水防止に使用する資器材の準備	現地班
	・統括管理者への状況報告	現地班
・地上部周辺の目視確認により、周辺の側溝等の逸水が確認され、浸水のおそれが想定されるとき	・気象予報、周辺状況等の情報収集 (地上部周辺の目視確認を行う)	現地班
	・統括管理者への浸水防止の開始の連絡 (状況及び、浸水防止が必要な出入口を報告する)	現地班
・浸水が確認されたとき	・浸水防止の実施 (必要な出入口部に土のう等を設置する)	現地班

別表4 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品等
各班共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網</li> <li>・避難経路図</li> <li>・緊急用携帯電話</li> </ul>
指揮班・総務班・現地班	情報収集及び伝達に必要なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ・ラジオ・パソコン (インターネットに接続) など</li> <li>・電話</li> <li>・ファックス</li> </ul>
現地班	避難誘導及び浸水防止対策に必要なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内放送設備</li> <li>・浸水防止用資器材 (止水板、土のう)</li> <li>・歩行者出入口部及び車両入口部の閉鎖用資材 (カラーコーン、カラーバー)</li> <li>・避難口誘導灯</li> <li>・懐中電灯</li> </ul>

別添4 神戸駅南駐車場 避難経路図および止水板（土のう）設置箇所

